

株式会社ホンダ茨城南に対する勧告について

令和 8 年 6 月 4 日
公正取引委員会

公正取引委員会は、本日、株式会社ホンダ茨城南（以下「ホンダ茨城南」という。）に対し、改正前の下請法^(注1)第7条第3項^(注2)の規定に基づく勧告を行った（詳細は別添勧告書参照）。

法人番号	6050001016522
名称	株式会社ホンダ茨城南
本店所在地	茨城県つくば市花室1127番6
代表者	代表取締役 磯山 良輔
事業の概要	自動車の販売、修理等
資本金	4995万円
違反事実の概要	ホンダ茨城南は、下請事業者15名（以下「本件下請事業者」という。）のうち14名の事業者に対し、自社の顧客から請け負う自動車の板金塗装等を、1名の事業者に対し、自社の顧客から請け負う自動車の点検整備等をそれぞれ委託したところ、令和6年9月から令和7年9月までの間、本件下請事業者に対し、1,014台の自動車の引取り及び引渡しに係る自社の販売店舗と本件下請事業者の整備工場との間の運送を行わせたにもかかわらず、当該運送に要した費用を支払わなかった。
勧告の概要	ホンダ茨城南は、本件下請事業者に対し、自動車を運送させたことによる費用に相当する額を公正取引委員会の確認を得た上で速やかに支払うこと。等
参照条文	改正前の下請法第4条第2項第3号(不当な経済上の利益の提供要請)

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部第三上席取引適正化検査官
電話 03-3581-5534（直通）
ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

(注1) 下請代金支払遅延等防止法(昭和31年法律第120号)は、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律(令和7年法律第41号。以下「改正法」という。)により改正され、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律(以下「改正後の取適法」という。)となった。「改正前の下請法」とは、改正法による改正前の下請代金支払遅延等防止法をいう。

(注2) 「改正前の下請法第7条第3項」とは、改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の下請法第7条第3項をいう。

※ 本件の製造委託等は、改正法施行前になされたものであり、改正前の下請法の適用を受けることから、本公表文は改正前の下請法上の用語により記載することが適当である場合は改正前の下請法上の用語により記載している。改正法施行後になされた製造委託等には改正後の取適法が適用され、次のように用語が変更される。

改正前の下請法	改正後の取適法
下請代金	製造委託等代金
親事業者	委託事業者
下請事業者	中小受託事業者

（株）ホンダ茨城南
（自動車の販売、修理等）
（発注者）

● 委託の内容

- ・ 自社の顧客から請け負う自動車の板金塗装等（修理委託）
- ・ 自社の顧客から請け負う自動車の点検整備等（役務提供委託）



受注者（15名）
（自動車の修理等）

● 違反行為の概要（不当な経済上の利益の提供要請）

（株）ホンダ茨城南は、令和6年9月から令和7年9月までの間、
受注者15名に対し、1,014台の自動車の引取り及び引渡しに係る
自社の販売店舗と受注者の整備工場との間の運送を行わせたにもかかわらず、
当該運送に要した費用を支払わなかった。



公正取引委員会からの勧告の内容（注）

- 下請事業者（受注者）に対し、自動車を運送させたことによる費用に相当する額を公正取引委員会の確認を得た上で速やかに支払うこと
- 今後、中小受託事業者に対し、不当な経済上の利益の提供要請を行わないこと等を取締役会の決議で確認すること
- 取適法の遵守体制を整備すること など

（注）下請法は、令和7年改正により、令和8年1月、取適法と改称された。下請法において「下請事業者」と呼称されていた事業者は、令和8年1月以降になされた製造委託等との関係では「中小受託事業者」と呼称される。

（不当な経済上の利益の提供要請）

下請法は、親事業者（発注者）が自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより、下請事業者（受注者）の利益を不当に害する行為を禁止している（下請法第4条第2項第3号）。下請事業者（受注者）に対し、自己のために無償で自動車を運送させることは、下請法違反となる。なお、不当な経済上の利益の提供要請は、取適法でも禁止されている。

1 関係法令の概要

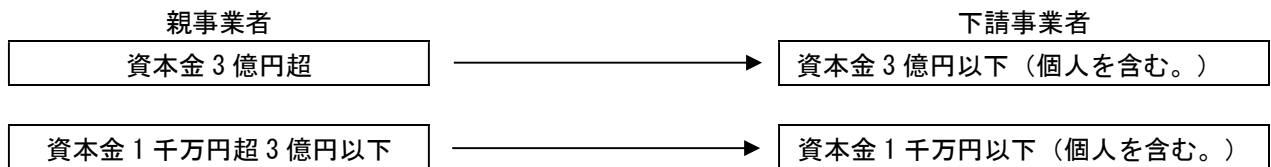
(1) 下請法の概要

○ 目的（第1条）

下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

○ 親事業者、下請事業者の定義（第2条第1項～第8項）

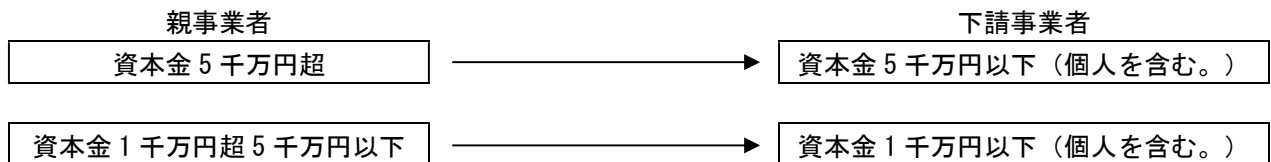
a. 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託※



※ 政令で定める情報成果物作成委託…プログラム

政令で定める役務提供委託…運送、物品の倉庫における保管、情報処理

b. 情報成果物作成・役務提供委託（政令で定めるものを除く※）



○ 親事業者の義務（第2条の2、第3条、第4条の2、第5条）及び禁止事項（第4条第1項、第2項）

a. 義務

- (ア) 書面の交付義務（第3条）
- (イ) 書類等の作成・保存義務（第5条）
- (ウ) 下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2）
- (エ) 遅延利息の支払義務（第4条の2）

b. 禁止事項

- (ア) 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）
- (イ) 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）
- (ウ) 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）
- (エ) 返品禁止（第4条第1項第4号）
- (オ) 買ったたきの禁止（第4条第1項第5号）
- (カ) 購入・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）
- (キ) 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）
- (ク) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）
- (ケ) 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）
- (コ) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）
- (ク) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第4条第2項第4号）

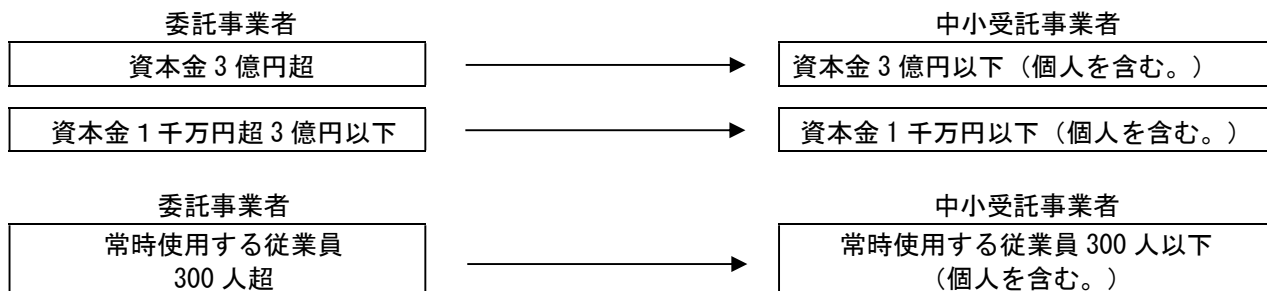
(2) 取適法の概要

○ 目的（第1条）

受託取引の公正化・中小受託事業者の利益保護

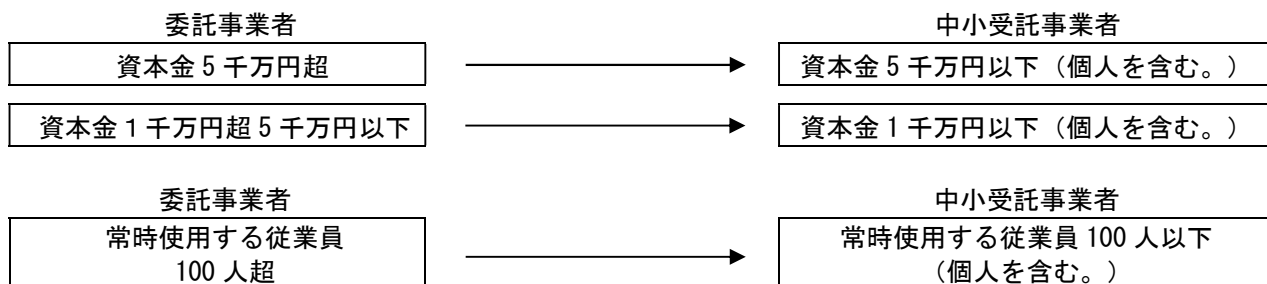
○ 委託事業者、中小受託事業者の定義（第2条第1項～第9項）

a. 物品の製造・修理・特定運送委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託※



※ 政令で定める情報成果物作成委託…プログラム
政令で定める役務提供委託…運送、物品の倉庫における保管、情報処理

b. 情報成果物作成・役務提供委託（政令で定めるものを除く※）



なお、従業員基準については、資本金基準が適用されない場合に適用される。

○ 委託事業者の義務（第3条、第4条、第6条、第7条）及び禁止事項（第5条第1項、第2項）

a. 義務

- (7) 発注内容等の明示義務（第4条）
- (イ) 書類等の作成・保存義務（第7条）
- (ウ) 代金の支払期日を定める義務（第3条）
- (エ) 遅延利息の支払義務（第6条）

b. 禁止事項

- (7) 受領拒否の禁止（第5条第1項第1号）
- (イ) 代金の支払遅延の禁止（第5条第1項第2号）
- (ウ) 代金の減額の禁止（第5条第1項第3号）
- (エ) 返品物の禁止（第5条第1項第4号）
- (オ) 買ったたきの禁止（第5条第1項第5号）
- (カ) 購入・利用強制の禁止（第5条第1項第6号）
- (キ) 報復措置の禁止（第5条第1項第7号）
- (ク) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第5条第2項第1号）
- (ケ) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第5条第2項第2号）
- (コ) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第5条第2項第3号）
- (セ) 協議に応じない一方的な代金決定の禁止（第5条第2項第4号）

2 参照条文

○ 下請代金支払遅延等防止法（抄）

（昭和三十一年法律第二百十号）

（定義）

第二条（略）

2 この法律で「修理委託」とは、事業者が業として請け負う物品の修理の行為の全部又は一部を他の事業者へ委託すること及び事業者がその使用する物品の修理を業として行う場合にその修理の行為の一部を他の事業者へ委託することをいう。

3（略）

4 この法律で「役務提供委託」とは、事業者が業として行う提供の目的たる役務の提供の行為の全部又は一部を他の事業者へ委託すること（建設業（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第二項に規定する建設業をいう。以下この項において同じ。）を営む者が業として請け負う建設工事（同条第一項に規定する建設工事をいう。）の全部又は一部を他の建設業を営む者に請け負わせることを除く。）をいう。

5 この法律で「製造委託等」とは、製造委託、修理委託、情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。

6（略）

7 この法律で「親事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一（略）

二 資本金の額又は出資の総額が千万円を超え三億円以下の法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者に対し製造委託等をするもの

三（略）

四 資本金の額又は出資の総額が千万円を超え五千万円以下の法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。）であつて個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託をするもの

8 この法律で「下請事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一（略）

二 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第二号に規定する親事業者から製造委託等を受けるもの

三（略）

四 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第四号に規定する親事業者から情報成果物作成委託又は役務提供委託を受けるもの

9・10（略）

（親事業者の遵守事項）

第四条（略）

2 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号を除く。）に掲げる行為をすることによつて、下請事業者の利益を不当に害してはならない。

一・二（略）

三 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

四（略）

（勧告）

第七条（略）

2（略）

3 公正取引委員会は、親事業者について第四条第二項各号のいずれかに該当する事実があると認めるとき

は、その親事業者に対し、速やかにその下請事業者の利益を保護するため必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

○ 製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（抄）

（昭和三十一年法律第二百十号）

（定義）

第二条 （略）

2 この法律で「修理委託」とは、事業者が業として請け負う物品の修理の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用する物品の修理を業として行う場合にその修理の行為の一部を他の事業者に委託することをいう。

3 （略）

4 この法律で「役務提供委託」とは、事業者が業として行う提供の目的たる役務の提供の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること（建設業（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第二項に規定する建設業をいう。以下この項において同じ。）を営む者が業として請け負う建設工事（同条第一項に規定する建設工事をいう。）の全部又は一部を他の建設業を営む者に請け負わせることを除く。）をいう。

5 （略）

6 この法律で「製造委託等」とは、製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託及び特定運送委託をいう。

7 （略）

8 この法律で「委託事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 （略）

二 資本金の額又は出資の総額が千万円を超え三億円以下の法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者に対し製造委託等をするもの

三 （略）

四 資本金の額又は出資の総額が千万円を超え五千万円以下の法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託をするもの

五・六 （略）

9 この法律で「中小受託事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 （略）

二 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第二号に規定する委託事業者から製造委託等を受けるもの

三 （略）

四 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第四号に規定する委託事業者から情報成果物作成委託又は役務提供委託を受けるもの

五・六 （略）

10・11 （略）

（委託事業者の遵守事項）

第五条 （略）

2 委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、次に掲げる行為（役務提供委託又は特定運送委託をした場合にあつては、第一号に掲げる行為を除く。）をすることによつて、中小受託事業者の利益を不当に害してはならない。

一 （略）

二 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

三・四 (略)

○ 下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律(抄)

(令和七年法律第四十一号)

附 則

(下請代金支払遅延等防止法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 (略)

2 新支払遅延等防止法第四条、第五条、第六条第二項及び第十条の規定は、この法律の施行後にした新支払遅延等防止法第二条第六項に規定する製造委託等について適用し、この法律の施行前にした第一条の規定による改正前の下請代金支払遅延等防止法(次項において「旧支払遅延等防止法」という。)第二条第五項に規定する製造委託等については、なお従前の例による。

3 (略)

公取適第532号
令和8年6月4日

茨城県つくば市花室1127番6

株式会社ホンダ茨城南

同代表者 代表取締役 磯山良輔

公正取引委員会

同代表者 委員長 茶谷栄治

勧告書

公正取引委員会は、株式会社ホンダ茨城南（以下「ホンダ茨城南」という。）に対し、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（令和7年法律第41号。以下「改正法」という。）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法による改正前の下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号。以下「改正前の下請法」という。）第7条第3項の規定に基づき、次のとおり勧告する。

主 文

- 1 ホンダ茨城南は、別表の「下請事業者」欄記載の事業者に対し、自動車を運送させたことによる費用に相当する額を公正取引委員会の確認を得た上で速やかに支払うこと。
- 2 ホンダ茨城南は、次の事項を取締役会の決議により確認すること。
 - (1) 自己のために下請事業者が無償で自動車を運送させることにより、下請事業者の利益を不当に害した行為は、改正前の下請法第4条第2項第3号に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反するものであること
 - (2) 今後、自己のために経済上の利益を提供させることに

- より、中小受託事業者の利益を不当に害さないこと
- 3 ホンダ茨城南は、今後、自己のために経済上の利益を提供させることにより、中小受託事業者の利益を不当に害することがないように、自社の発注担当者に対して改正法による改正後の製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講ずること。
 - 4 ホンダ茨城南は、次の事項を自社の役員及び従業員に周知徹底すること。
 - (1) この勧告を受けたこと及びこの勧告書（別表を除く。）の内容
 - (2) 前記1から3までに基づいて採った措置
 - 5 ホンダ茨城南は、次の事項を取引先中小受託事業者に通知すること。
 - (1) この勧告を受けたこと及びこの勧告書（別表を除く。）の内容
 - (2) 前記1から4までに基づいて採った措置
 - 6 ホンダ茨城南は、前記1から5までに基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告すること。

理 由

第1 事実

- 1 (1) ホンダ茨城南は、肩書地に本店を置き、自動車の販売、修理等を行う事業者であるところ、令和6年9月から令和7年9月までの間に、別表の「下請事業者」欄記載の事業者15名（以下「本件下請事業者」という。）のうち番号1から14までの事業者に対し、自社の顧客から請け負う自動車の板金塗装等を、番号15の事業者に対し、自社の顧客から請け負う自動車の点検整備等をそれぞれ委託した。
 - (2) 前記(1)の委託の当時、ホンダ茨城南は資本金の額が1000万円を超え5000万円以下の法人たる事業者であり、本件下請事業者は個人又は資本金の額が1000万円以下の法人たる事業者であった。
- 2 ホンダ茨城南は、令和6年9月から令和7年9月までの間、本件下請事業者

に対し、別表の「運送させた自動車の数」欄記載の数の自動車1,014台の板金塗装等又は点検整備等を委託する際、当該自動車の引取り及び引渡しに係る自社の販売店舗と本件下請事業者の整備工場との間の運送を行わせたにもかかわらず、当該運送に要した費用を支払わなかった。

第2 法令の適用

前記事実によれば、ホンダ茨城南は、改正前の下請法第2条第2項に規定する修理委託及び同条第4項に規定する役務提供委託をした事業者であり、同条第7項第2号及び第4号に規定する親事業者に該当し、本件下請事業者は、同条第8項第2号又は第4号に規定する下請事業者に該当するところ、ホンダ茨城南の前記第1の2の行為は、自己のために経済上の利益を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害したものであり、改正前の下請法第4条第2項第3号に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反するものである。

よって、ホンダ茨城南に対し、改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の下請法第7条第3項の規定に基づき、主文のとおり勧告する。

【別表については添付省略】